

防災豆知識 vol.2



令和6年9月17日
梅丘まちづくりセンター

前回は、避難所開設の判断までご紹介しました。

その後、「何世帯ぐらい避難してきたら、開設するのか？」というご質問をいただきました。自宅に住めない方が1世帯でもいれば、開設する必要があると考えています。日頃から、避難所運営委員会でいろいろな状況を想定して、決めておく必要があります。

各避難所で、是非話し合いをお願いします。

行政は、警察・消防も含めて震災直後はあてになりません。

まちづくりセンター職員は、各避難所に張り付くことはできませんので、避難所運営委員会で対応できるように、運営会議で話し合い、運営訓練で身に付けてまいりましょう。

テーマ「避難所」

その2 避難所開設の判断後の初期行動

(1) 平日の日中に発災した場合

学校・まちづくりセンターと協議の上、開設が決まったら避難所開設の準備を始めます。まちづくりセンターと連絡が取れない場合は、学校と協議します。

初動ボックスからヘルメット・ベスト等を取り出し着用します。

①待機場所

小学生・中学生は、揺れが収まった時点で、校庭に避難し、先生方により校舎内の安全確認が行われることになると思います。さくら花見堂については、代田南児童館に来ている子どもを広場に避難させ、施設の確認となります。

子ども達の待機場所と避難者の待機場所について、あらかじめ学校・児童館と協議し決めておく必要があります。

避難者は、校庭（広場）で待機してもらった後、受付と避難所の準備が整ったら、受付が終わった人から、避難所として使用する体育館や教室（遊戯室や会議室）に入ってもらいます。

子ども達は、保護者が引き取りに来るまで学校（児童館）で待機することになります。避難者の待機を案内する担当を残して、各班で避難所開設の準備を開始します。

②総務・情報担当班の動き

- 学校（施設）にいる職員・児童・生徒・利用者の人数を把握する。
- 避難所の被害状況を把握する。
- 拠点隊（まちづくりセンター）に状況報告を行う。
- 受付の準備を行い、避難所班による避難所の準備状況を確認し、入場可能となれば受付を開始する。

③避難所担当班の動き

- あらかじめ決めておいた立入禁止区域に「立入禁止」表示をする。

- ・避難所となる体育館に通路を確保して、避難者の生活スペースを設営する。
- ・共用スペースを確保する。
- ・高齢者優先のスペース、妊婦・乳幼児優先のスペース等の避難所内の区分を設定し、誘導する。
- ・通路を確保しつつ、避難者を誘導する。

④給食・物資担当班の動き

- ・倉庫内の物資を確認する。
- ・避難者の人数を確認する。(総務・情報班に確認する)
- ・発電機、投光器を設営する。
- ・バーナー等資器材を設営する。
- ・備蓄物資を配布する。毛布、食料等、必要に応じて配布する。
- ・スマホ等充電用の発電機、太陽光発電機を準備する。
- ・救援物資の保管場所を確保する。初動期に救援物資は届かないが、スペースを確保する必要がある。

⑤救護・衛生担当班の動き

- ・トイレの使用可否を確認する。
- ・マンホールトイレを設営する。
- ・マンホールトイレの井戸水くみ上げ要員の確保とローテーションの調整を行う。
- ・避難者の簡易な怪我の処置をする。
- ・重症な避難者がいた場合、医療救護所あるいは病院への搬送を調整する。
- ・避難所内の消毒等の衛生管理を行う。

(2) 夜間休日に発災した場合

避難所運営委員会本部役員で協議し、避難所を開設するか否かを決定します。

開設となった場合は、事前に配布されている門扉の鍵を使って敷地に入ります。

キーボックスを暗証番号で開け、校舎・防災倉庫の鍵を取り出します。

防災倉庫を開け初動ボックスから必要物品を出し、参集した委員に配布します。その後、校庭で避難者を待機させる担当、校舎内の被災状況を確認する担当、防災倉庫で投光器等必要な物品を設営する担当に分かれて行動します。

建物内の安全が確認出来たら、(1) ②～⑤の各班の行動に切り替えていきます。

夜間で停電している場合は、気を付けて行動してください。

灯りを確保することから行動しましょう。

次回は、まちづくりセンターに開設する「拠点隊」の震災直後の活動についてご案内します。